

中小企業販路開拓支援補助金

豊山町が主体となって交付する新たな補助金制度が創設されます。新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの産業が打撃を受けている中で、異業種交流会等の展示会に出展を行い、販路拡大や多角化経営に積極的に取り組んでいる町内事業者に対して支援を行います。

- ▶ **対象者**
- ・ 町内に本社機能を有する中小企業者（中小企業基本法第2条に規定する中小企業者）
 - ・ 豊山町商工会の会員である商工業者
 - ・ 事業を開始して、3年以上継続して事業を行っている者
 - ・ 町税の滞納のない者
 - ・ 豊山町暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）
又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないもの
- ▶ **補助要件**
- 取引先又は事業提携先の開拓、業務の受注若しくは発注の機会の確保を目的に開催される展示会、商談会、見本市、博覧会等への出展（オンライン出展含む）
ただし、次に掲げるものを除きます。
- ・ その場で小売することを主目的としたもの
 - ・ 広く一般に公開されていないもの
 - ・ 豊山町の主催又は共催により開催されるもの
 - ・ 海外で開催される展示会等で経済産業省、農林水産省、独立行政法人日本貿易振興機構等の公的機関が関与しないもの
 - ・ その他不相当と認められるもの
- ▶ **補助対象経費**
- 小間料
※国、県その他の機関から補助対象事業に係る補助金の交付がある場合は、小間料から当該補助金の額を差し引いた額
- ▶ **補助額**
- 補助対象経費の50% 上限10万円
- ▶ **申請様式入手方法**
- 町まちづくり推進課まちづくり推進係窓口又は豊山町商工会で請求するか、町ホームページからダウンロードしてください。
- ▶ **申請方法**
- ①計画書提出 展示会の概要や出展内容を記載した計画書、企業概要書などの必要書類を、展示会等の開催の30日前までに豊山町商工会に提出してください。
 - ②交付申請 提出した計画書に記載した展示会等の開催日から30日以内に、必要書類を町まちづくり推進課まちづくり推進係に提出してください。
- ▶ **受付期間**
- 令和3年10月1日～令和4年3月31日 ※必着
- ▶ **必要書類**
- ①計画書提出
 - ・ 豊山町展示会等出展事業計画書（様式第1号）
 - ・ 企業概要書（様式第2号）
 - ・ 展示会等の概要がわかる書類
 - ②交付申請
 - ・ 豊山町中小企業販路開拓支援補助金交付申請書（様式第3号）
 - ・ 事業報告書（様式第4号）
 - ・ 補助対象経費の支払を証する書類の写し
 - ・ 出展した展示会等のパンフレット等で出展企業がわかるもの（オンライン展示会の場合を除く）
 - ・ 出展したブースの写真（オンライン展示会の場合は、自社名及び出展内容がわかるページの写し）
 - ・ 登記事項証明書

※その他の必要書類の提出を求める場合があります
- ▶ **問合せ**
- まちづくり推進課 まちづくり推進係 ☎28・0944